

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画（案） 【概要版】

計画の根拠

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する計画

計画改定の方針

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする法改正等に対応するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応で得られた経験を踏まえ、将来の新たな感染症等への備えを強化する。
- 改定計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施できるようにする。

計画改定のポイント

- ① 政府及び都行動計画に基づいた計画とするとともに、杉並区感染症予防計画との整合性を図る。
- ② 新型インフルエンザ（新型コロナウイルス感染症も含む）、指定感染症、新感染症を対象とし、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた内容とする。
- ③ 対策項目を従来の8項目から13項目に拡充し、対策項目ごとに発生段階を3段階（準備期、初動期、対応期）に分け、考え方や取組内容を精査する。
- ④ これまでの新型コロナウイルス感染症への対応により、積み重ねてきた経験・取組を踏まえ、全庁的な体制で対応する計画とする。

計画の基本的な考え方

- ①政府行動計画及び都行動計画に基づいて、区の新型インフルエンザ等対策の基本的な方針や対策を示す。
また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- ②国、都、区、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び区民の役割を示し、それぞれが緊密に連携して新型インフルエンザ等の対策が推進されるようにする。
- ③区の特徴を捉え、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。
- ④新型コロナ対応で積み重ねた経験を区のみならず、関係機関や区民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
※感染症法第6条第7項から9項に規定するもの

計画の位置付け

東京都感染症予防計画及び東京都保健医療計画並びに杉並区感染症予防計画との整合性の確保を図る。
※他計画との関係は右図のとおり。



対策項目

- 1 「感染拡大の抑制、区民の生命及び健康の保護」及び「区民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化」を目的として、以下13項目を本行動計画の主な対策項目とする。
- 2 対策項目（13項目）は、政府行動計画及び都行動計画と同様の構成とする。

①実施体制

②情報収集・分析

③サーベイランス

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

⑤水際対策

⑥まん延防止

⑦ワクチン

⑧医療

⑨治療薬・治療法

⑩検査

⑪保健

⑫物資

⑬区民生活及び地域経済の安定の確保

※各対策項目の具体的な取組は9ページ以降に記載。

各対策項目における発生段階の考え方

- 新型インフルエンザ等への対策において、刻々と変化する状況に応じた対応を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される対応方針を定めておく。
- 発生段階は、予防や準備等の準備期（平時）と、発生後の対応に当たる初動期・対応期の3期に分けた構成とする。
- 対策項目（13項目）ごとに準備期、初動期、対応期における考え方、取組を整理する。

時期の設定

（1）準備期

発生前の段階

（2）初動期

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

（3）対応期

封じ込めを念頭に対応する時期

病原体の性状等に応じて対応する時期

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

※対応期については、更に4つの時期に区分する

区における危機管理体制①

【準備期における体制】

平時から、以下の会議体を開催し、各課の連携強化を図る。

発生段階	体制	対応
準備期	杉並保健所健康危機管理対策会議 座長：杉並保健所長	杉並保健所内相互の連携の強化、情報の密接な交換及び共有化を図る。
準備期	杉並区新型インフルエンザ等対策調整会議 座長：危機管理室長	新型インフルエンザ等対策の推進に関し、意見交換及び全庁的な連絡調整を行う。

【初動期以降における体制】

状況（危機レベル）に応じた体制で必要な対策を実施する。

発生段階	体制	状況（危機レベル）
初動期 ・ 対応期	健康危機管理保健所対策本部 座長：杉並保健所長	危機レベル1：杉並保健所内担当課での平常時の対応を超え、杉並保健所内での各課の連携・協力が必要な健康被害が発生した場合等
	杉並区健康危機管理対策本部 本部長：副区長	危機レベル2：杉並保健所以外の区内各部署での対応（区民への周知、施設の消毒又は使用中止等）が必要な場合や、区民に被害拡大のおそれがある場合等
	杉並区危機管理対策本部 本部長：区長	危機レベル3：被害の大規模な拡大が予想される場合や、死者又は重篤な患者が多数発生した場合等

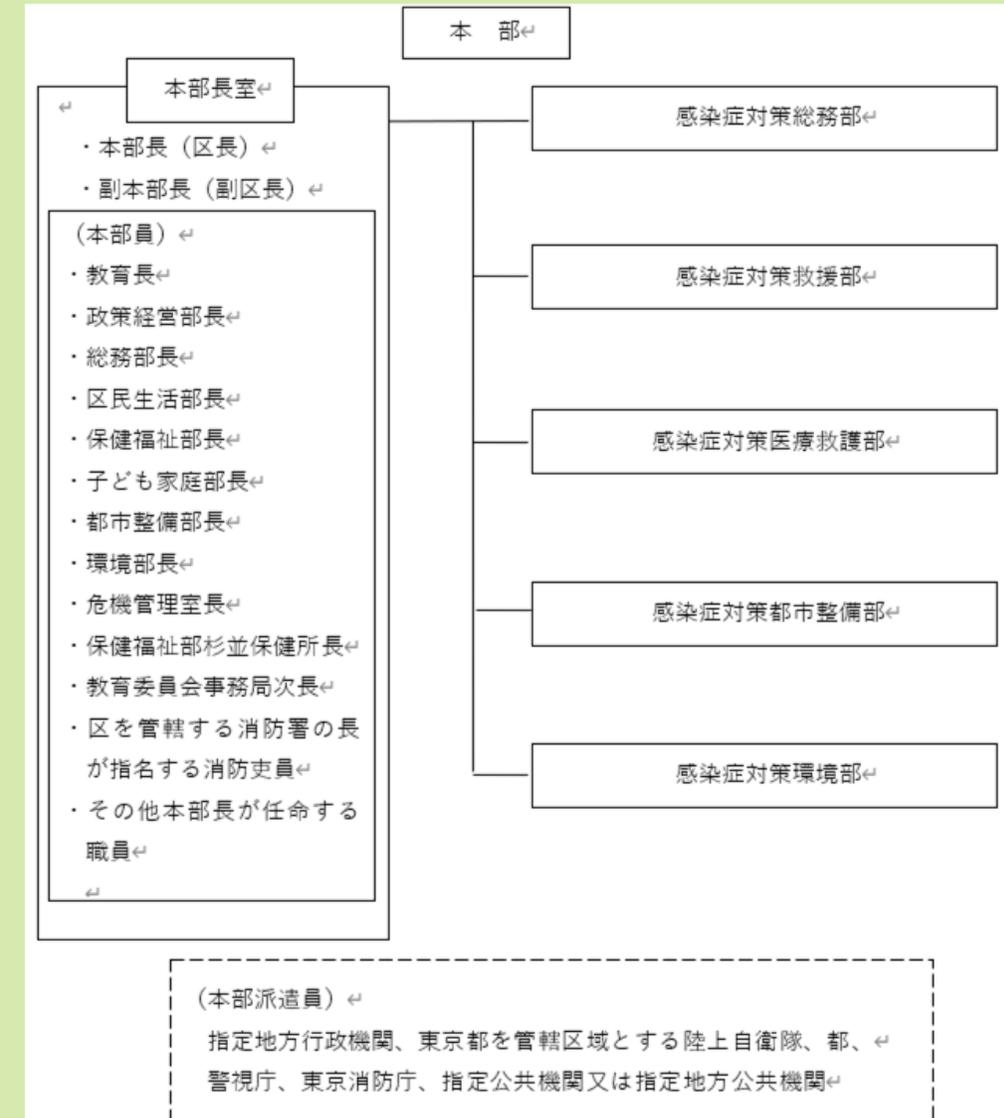
区における危機管理体制②

【杉並区新型インフルエンザ等対策本部】

国や都の動向、感染症の状況に応じて対策本部を設置し、総合的な新型インフルエンザ等への対策を実施する。

設置基準	役割
○国から緊急事態宣言が発出された場合（特措法に基づく設置）	区長を本部長として、国及び都、並びに他の区市町村と連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。
○政府対策本部及び都対策本部が設置された場合	
○上記のほか、区長が必要と判断する場合	

【区対策本部の組織構成】



区役所機能の維持と全庁的な体制の整備等

【区の新型コロナ対応】

- ✓ 3年強の期間にわたり、計5回の業務継続計画（BCP）を発動するとともに、延べ約1400人の職員応援体制により、新たに発生する様々な感染症関連業務への対応に当たった。
- ✓ 杉並区医師会や基幹病院をはじめとする区内医療機関との連携協力の下、感染状況に即したまん延防止策や、保健所体制及び相談・医療・検査体制を整備、ワクチンの住民接種などの対策を講じた。

こうした経験を踏まえ、次の感染症危機に備えて更に強化すべき点を整理し、本行動計画では以下のとおり対策を講じる。

区役所機能の維持と全庁的な体制の整備 【計画本文P32、P34～】

- 新型インフルエンザ等の発生時には、多くの職員の欠勤が想定される中での全庁的な体制が必要となる。このため、区役所機能の維持と体制の整備の両立を図る観点から、業務継続計画を改定する。
- 有事に強化・拡充すべき業務をあらかじめ想定し、平時からこれらの業務を所管する本庁関係部署の職員を含めた全庁的な応援体制を整備する。
- 区対策本部における円滑な連携のため、有事における指揮命令系統を明確化しておく。

保健所の体制強化 【計画本文P130～】

- 平時から保健師等の専門職を計画的に確保、配置するほか、有事の際に発生する業務を見据えてあらかじめ体制の整備やマネジメントを含む応援職員の割り当て等を行う。
- 健康危機対処計画に基づき、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、検査体制の強化、地域の専門職能団体等の関係機関との連携強化等に取り組む。

人材育成 【計画本文P34～36、P132】

- 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等に対して実践的な訓練を実施し、感染症対応事務に速やかに従事することのできる人材を育成する。
- 危機管理対策本部の設置をはじめ、全庁的な連携・連絡体制の確認訓練など、感染症危機管理部局に限らない全庁的な訓練を実施する。

①実施体制

- ✓ 感染症対策を実施する区の危機管理体制
- ✓ 国や都、近隣自治体との連携や、区民、医療従事者や事業者との協力関係の構築など、新型インフルエンザ等の発生前の準備段階から感染症の発生時まで実効的な対策を講じる。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○体制整備・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画（BCP）の改定 ・情報入手体制の構築 ・人材の確保・育成 ○実践的な訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な訓練の実施 ○国及び地方公共団体等の連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都等との連携 ・医療機関、関係団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて、杉並区健康危機管理対策会議及び杉並区危機管理対策会議を開催、情報の収集・共有・分析、区初動対応の検討 ○区対策本部の設置・開催等 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁を挙げた体制への移行、応援要員の確保 ・国及び都等への情報提供・共有と区民等への情報提供 ○迅速な対応の実施に必要な予算の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・対策に要する経費の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本となる実施体制の在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価を踏まえた対策の実施 ・都及び他自治体への応援要請 ○特措法によらない基本的な感染症対策への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除に伴う区対策本部の廃止

新型コロナ対応に係る区の取組

- 国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置に伴い、「杉並区健康危機管理対策本部」を設置。その後、特措法15条による政府対策本部の設置に伴い、区の行動計画に基づき「杉並区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置。
- 業務継続計画を発動するとともに、全庁的な職員応援体制を取り、最大約150名の応援職員により保健所業務に対応。
- 区独自に「すぎなみ感染症患者等情報管理システム」を導入し、業務効率化により患者支援の質の向上を図った。

②情報収集・分析

- ✓ 新型インフルエンザ等の感染拡大防止を目的としつつ、区民生活及び地域経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、情報収集・分析及びリスク評価（※）を行うための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査等の体制整備、国や都から提供された情報の関係機関への提供 ○平時に行う情報収集・分析 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の情報収集・分析及びリスク評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析及びリスク評価体制の確立 ・地域における感染症の発生予防等のための取組の推進 ○リスク評価 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析に基づくリスク評価の実施 ・国及び都が実施するリスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ○情報収集・分析から得られた情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症発生状況に関する情報の収集と区民等への情報提供 ○リスク評価 <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・分析に基づく政策上の意思決定及び実務上の判断 ・まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に備えた、区民生活及び地域経済等に及ぼす影響の把握 ・国及び都が実施するリスク評価に基づく感染症対策の実施 ○情報収集・分析から得られた情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有

※リスク評価：国や都、その他の科学的知見による国内外の流行状況等に関する情報を的確に捉え、区が政策決定者として、区民等への影響を考慮して様々な政策的判断を行うための包括的なリスクの評価

③サーベイランス

- ✓ 感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知や発生動向の把握等を行うための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症危機対応時における平時からの体制や役割分担の確認 ○平時に行う感染症サーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・季節性インフルエンザなどの発生動向等の把握 ○DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・発生届等の電子化の促進 ○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・平時に行うサーベイランスと都の実施する臨時的なサーベイランスへの協力 ○リスク評価 <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都が実施するリスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 ○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・強化された感染症サーベイランスの実施方法や実施体制の見直し ○リスク評価 <ul style="list-style-type: none"> ・流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施 ・流行状況や国及び都が実施するリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な感染症対策への切り替え ○感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ✓ 感染症危機において区民等が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供・共有するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション（※）を行うための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生前における区民等への情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧かつ分かりやすい情報提供 ・ホームページやSNS等による正確な知識と適切な予防策の周知 ・偏見・差別等に関する啓発 ○新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等へ情報提供・共有する内容、媒体、方法の整理 ・一体的・統合的な情報提供・共有ができる体制整備 ・双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションができる体制整備 ・コールセンター等の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有 ・発生段階や政府の緊急事態宣言に応じた感染症対策徹底の呼びかけ ・学校や社会福祉施設等への情報提供 ○双方向のコミュニケーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等の設置による双方向コミュニケーションの実施 ○偏見・差別等や偽・誤情報への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別等の理解促進情報の提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本的方針 <ul style="list-style-type: none"> ・区民等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションの強化 ・高齢者、子ども、外国人等への情報提供 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ○リスク評価に基づく方針の決定・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都が実施するリスク評価に基づく感染拡大防止措置の見直しについての説明 ・国や都から発信される情報の区民への共有

※双方向のコミュニケーション：医療機関、事業者等を含む区民等が適切に判断・行動することができるよう、区による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション

⑤水際対策

- ✓ 海外にて新型インフルエンザ等が発生した場合において、国内への病原体の侵入をできる限り遅らせ、感染症危機に対応する準備のための時間を確保するための取組

準備期

- 水際対策の実施に関する体制の整備
 - ・検疫所等との情報伝達ルートの確認
- 出国予定者への情報提供・共有に関する体制の整備
 - ・わかりやすい情報提供・共有と注意喚起

初動期

- 新型インフルエンザ等の発生初期の対応
 - ・検疫所からの情報に基づく保健指導等の実施
- 国、都との連携
 - ・国、都と連携した検査体制の整備と健康観察の実施
- 情報提供
 - ・感染に係る注意情報等の注意喚起

対応期

- 封じ込めを念頭に対応する時期
 - ・初動期対応の継続
- 病原体の性状等に応じて対応する時期
 - ・国が公表した水際対策の方針変更について関係機関と情報共有
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 - ・国が公表した水際対策の方針変更について関係機関と情報共有
- 水際対策の変更の方針の公表
 - ・国が公表した水際対策の方針変更について関係機関との情報共有

⑥まん延防止

- ✓ 可能な限り新型インフルエンザ等の感染拡大を抑制し、健康被害を最小限に留め、区民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的として実施する取組

準備期	初動期	対応期
<p>○新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策として想定される対策やその意義の周知 ・ 基本的な感染対策（換気、咳エチケット、手洗い等）の普及促進 	<p>○都内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者の発生に備えた感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応の確認 ・ 業務継続計画に基づく対応の準備 	<p>○まん延防止対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者や濃厚接触者への対応 ・ 都による外出等自粛要請の区民への周知 ・ 学校における感染拡大防止策の実施及び社会福祉施設等の設置者に対する情報提供及び注意喚起等

新型コロナ対応に係る区の取組

- 区役所本庁舎や区立施設等のトイレ手洗い場の自動水栓、レバーハンドル化（約800か所）。
- 区内飲食店及び区立施設に二酸化炭素濃度測定器を配布。
- 区内飲食店にアルコールスプレーを配布。
- 区内のPCR等検査医療機関数の拡大を目的として、区内診療所を対象に院内感染防止研修会を実施。

⑦ ワクチン

✓ ワクチン接種により、感染や発症・重症化を防ぐことで区民の健康を守るため、接種体制や迅速なワクチン供給体制を構築するための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等の整理 ・杉並区医師会等と連携した接種体制の構築 ○情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種の適切かつ効率的な実施、健康被害の救済及び区民への情報提供 ○DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備するシステム基盤への接種対象者の登録 	<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・接種体制の立ち上げに向けた準備 ・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等の接種体制の構築 ・ワクチン接種に必要な資材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチンや必要な資材の供給 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請によるワクチン供給の管理 ・ワクチン等の円滑な流通に係る体制の構築 ○接種体制 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した接種体制に基づく接種 ・追加接種を想定した接種体制の継続的な整備 ・健康被害救済 ○情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に係る情報及び国からの情報について区民へ周知・共有 ○住民接種に係る対応 <ul style="list-style-type: none"> ・区民からの相談対応 ・接種の目的や優先順位の意義の説明、ワクチンの有効性・安全性等についての情報公開

新型コロナ対応に係る区の取組

- 医療従事者に対して先行接種を実施したのち、ワクチンコールセンターを開設。
- 区内公園や学校の体育館等にて集団接種会場を開設。必要に応じて夜間接種を実施。
- 妊婦を対象とした接種を3か所の会場で実施したほか、区内の障害者施設に対して巡回接種を実施。

⑧医療

✓ 区民等の健康被害を最小限に留めるため、新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制を確保するための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○基本的な医療提供体制 <ul style="list-style-type: none"> ・国が示す振り分け基準に基づく、適切な治療先・療養先につなげる体制整備 ○研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁における速やかな感染症有事体制移行のための全庁的な研修・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等 <ul style="list-style-type: none"> ・国等から提供された発生状況、感染症の特徴や診断・治療に関する情報等の医療機関や高齢者施設への周知 ○医療提供体制の確保等 <ul style="list-style-type: none"> ・区予防計画に基づく検査体制の整備 ○相談センターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者等からの相談に対応する相談センターの整備と区民等へ周知及び必要に応じた感染症指定医療機関等への受診案内 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等に関する基本の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等情報支援システム（※）の情報を把握しながらの入院調整の実施 ・救急車両の適正利用に関する周知 ○時期に応じた医療提供体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者等、接触者、有症状者等からの相談を受けける相談センターの強化 ・自宅療養者等においてパルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制の確保

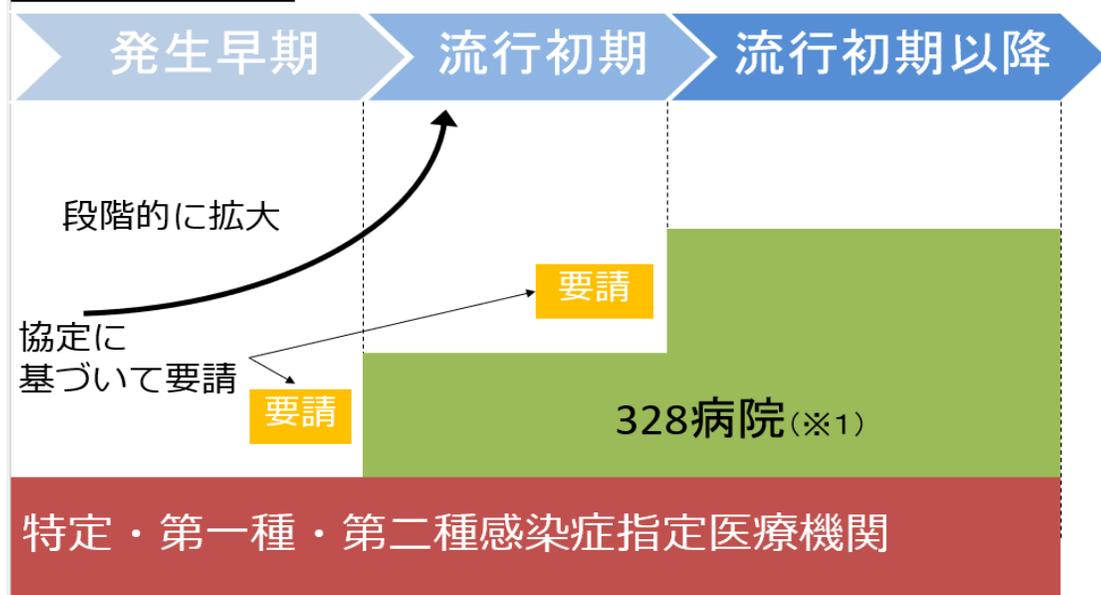
※医療機関等情報支援システム（G-MIS）：全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム

<p>新型コロナ対応に係る区の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○区、杉並区医師会、区内医療機関による新型コロナウイルス感染症対策の協議・連携を図る連絡会を設置。 ○区内医療機関で新型コロナ専用病床を確保。
-----------------------	--

新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた医療提供体制の確保

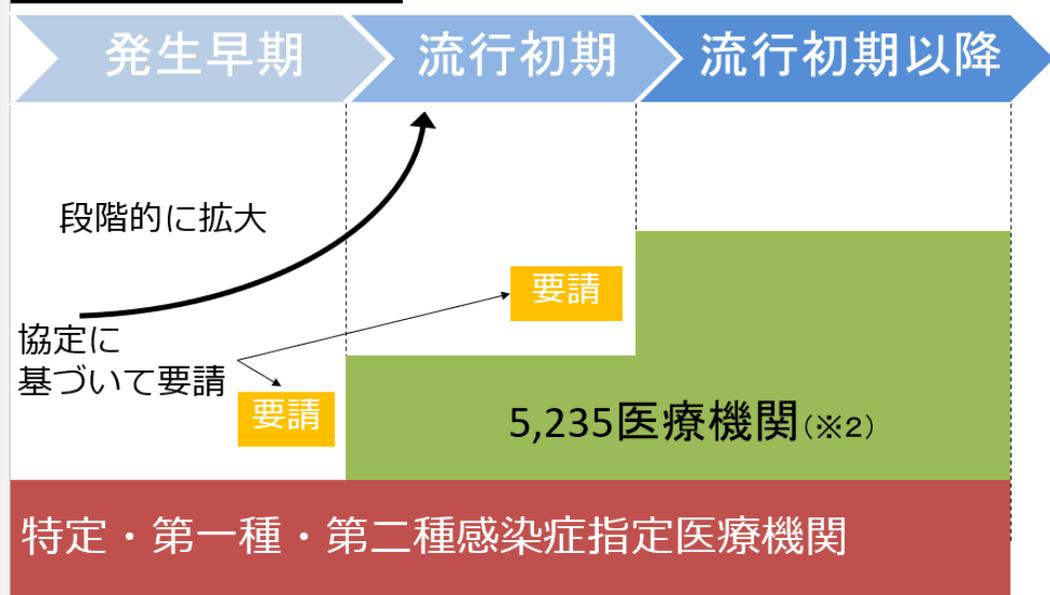
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて感染症法が改正され、感染症発生・まん延時における医療提供体制の整備を目的として、**都道府県と医療機関における医療措置協定締結の仕組みが法定化**された。
- これに基づき、都は平時から医療機関と医療措置協定を締結しており、新型インフルエンザ等の発生時には、医療措置協定を締結した医療機関に対して、感染状況等に応じて病床の確保及び発熱外来の設置を要請し、要請を受けた医療機関は、入院医療の提供や発熱患者等の診療を行うこととなった。
- 区は、**都が病床の確保及び発熱外来の設置を要請した区内医療機関に対する支援を実施**することにより、区内における医療提供体制を確保する。

病床確保イメージ



※1 病院数は令和7年10月23日現在
特定・第一種・第二種感染症指定医療機関も含む

発熱外来確保のイメージ



※2 医療機関数は令和7年11月1日現在
特定・第一種・第二種感染症指定医療機関も含む

⑨治療薬・治療法

- ✓ 新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とするための取組

準備期

- 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備**
 - ・医療機関が有効な治療薬・治療法に関する情報を入手し活用できるような情報提供体制の確認

初動期

- 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備**
 - ・有効な治療薬・治療法に関する情報についての医療機関や薬局、医療従事者、区民等への提供・共有
- 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）**
 - ・新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者等に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時対応の指導

対応期

- 治療薬・治療法の活用**
 - ・診断・治療に関する情報等についての医療機関や薬局、区民等への迅速な提供

⑩検査

✓ 新型インフルエンザ等患者の早期発見によるまん延防止、早期治療、流行の実態把握ができるよう、必要な検査を円滑に実施するための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○検査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生課分室における平時からの検査体制の準備 ・検査物資の備蓄及び確保 ○訓練等による検査体制の維持及び強化 <ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の充実・強化にかかる訓練等の実施 ・訓練等を通じた人材の育成 ○検査関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・都と連携し、国等の検査診断技術の研究開発への協力 ○有事における検査実施の方針の基本的な考え方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・検査体制の立ち上げ ・都及び国の検査機関等と連携し、検査を実施 ○検査体制の立ち上げと維持 <ul style="list-style-type: none"> ・発熱外来設置前における、感染が疑われる者の動線を踏まえた検査体制の構築 ・生活衛生課分室における検査実施体制の確保 ○検査方法の精度管理、妥当性の評価 ○リスク評価に基づく検査実施の方針の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・国のリスク評価等に基づいた検査実施方針等を踏まえ、速やかに検査体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査体制の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・人員体制や検査体制等の見直し ○リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し <ul style="list-style-type: none"> ・国及び都の検査実施方針を踏まえ、生活衛生課分室における検査実施体制の見直し ○医療機関の検査目的受診集中回避 <ul style="list-style-type: none"> ・国、都及び関係機関と連携した、柔軟な対応の実施

新型コロナ対応に係る区の取組

○生活衛生課分室において検査体制を整備し、PCR検査（変異株スクリーニングを含む）を実施。
 ○陰圧装置や除菌システムを完備したPCR検査バスを活用し、区内各所を巡回して検査を実施。

⑪保健

- ✓ 新型インフルエンザ等から区民の生命及び健康を保護するため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じ、積極的疫学調査（※）や健康観察、入院調整等を適切に行うための取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・全庁における応援職員、専門職、IHEAT要員等の計画的な確保 ○研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・区職員及びIHEAT要員に対する研修及び実践的訓練の実施 ○保健所の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定した仕組みの構築 ○DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・すぎなみ感染症患者等情報管理システムを活用した業務の効率化 ○地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行準備 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の感染症有事体制への移行準備 ○区民への情報発信・共有の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンター等の設置等による速やかな情報提供・共有体制の構築 ○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的疫学調査の実施 ・患者の検体確保及び必要に応じた感染症指定医療機関等への入院の協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○有事体制への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の感染症有事体制の確立 ○主な対応業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等と連携した相談対応、検査、積極的疫学調査、入院・宿泊療養調整、移送、健康観察等の実施 ○感染状況に応じた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な対応体制への移行 ・検査体制の拡充 ・流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ・安定的な検査・サーベイランス機能（変異株の状況分析）の確保 ・国からの要請を踏まえた有事体制の段階的な縮小の実施 ・基本的な感染症対策への移行に伴う留意点及び保健所等での対応縮小についての区民等への情報提供・共有

※積極的疫学調査：感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査

新型コロナ対応に係る区の取組

- 「杉並区帰国者・接触者電話相談センター」を開設。
- 自宅療養者の健康観察において、連絡のつかない方に保健師が自宅を訪問し、健康観察を実施。
- 区独自で酸素濃縮器を配備し、やむを得ず自宅療養となった方に在宅酸素療法を導入できる体制を整備。
- 区内の社会福祉施設を保健師・看護師が巡回し、感染症対策指導を実施。

杉並区

区対策本部

相互に密接に
連携・協力

杉並保健所

本庁

保健所と本庁の緊密かつ円滑な連携、及び保健所の健康危機管理拠点としての機能強化を図るため、本庁は初動期から増大する業務に即応できる応援職員を配置する

強化・拡充する業務

患者等対応業務

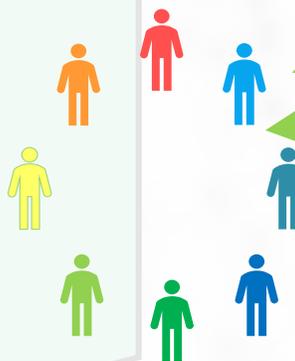
- 感染症の情報収集
- 医師の届出等の対応
- 入院勧告・措置、積極的疫学調査
- 健康観察の実施、有症時の対応指導
- 集団感染発生状況の把握と感染拡大防止の指導
- 区民向け相談センター等の設置
- IHEAT要員への従事要請
- 検査体制の整備

等

管理等業務

- 人員の確保や契約
- 執務スペースの確保
- システム構築
- 広報
- 区民要望への対応

等



必要な人員体制の強化

- 所管部署
- 所管部署
- 所管部署
- 所管部署
- 所管部署



対応期において感染が拡大した場合、さらなる業務負荷の急増が想定されるため、さらに保健所職員を増強するとともに、本庁等からの応援職員、IHEAT要員を増強する必要がある。

⑫物資

✓ 感染症対策物資等が関係機関で十分に確保されるよう、備蓄等の推進に向けた取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄と、備蓄状況等の確認 ○医療機関等の感染症対策物資等の備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等に対する、感染症対策物資等の備蓄の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑な供給に向けた準備<都の取組> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都との協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄物資等の供給に関する相互協力<都の取組> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との物資及び資材の供給に関する相互協力に関する調整 ○緊急物資の運送等<都の取組> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都による指定（地方）公共機関に対する、感染症対策物資等の運送要請 ○物資の売渡しの要請等<都の取組> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都による医薬品等の売渡しを要請

新型コロナ対応に係る区の取組

- 区立施設の出入口や区立学校の各学級に手指消毒剤を配置。
- 福祉施設等に非接触式電子温度計を配布。
- 今後の新興感染症が流行した際の備蓄品として、マスクや防護具等を購入。

⑬ 区民生活・地域経済の安定の確保

✓ 事業者や区民等に対し、事前の備えに関する周知をするとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、区民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援等の取組

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○情報共有体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携や区の全庁的な連携に、必要となる情報共有体制の整備 ○支援実施に係る仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続や支援金等の給付・交付等について、適切な仕組みの整備 ○新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物資及び資材の備蓄 ・ 事業者や区民に備蓄の勧奨 ・ 要配慮者等への支援の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続に向けた準備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう周知 ・ 区立施設や区が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施や休止・延期の検討 ○生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資等を買占め及び売惜しみを生じさせないように周知 ○遺体の火葬・安置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○区民生活の安定の確保を対象とした対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身への影響に関する施策を実施 ・ 生活支援を要する者への支援 ・ 教育及び学びの継続に関する支援 ・ 生活関連物資等の価格が安定するよう適切な措置の実施 ・ 火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請 ○社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する支援 ・ 電気、ガス、水道等の事業者及び指定（地方）公共機関がそれぞれの計画に基づき、必要な措置を行うことを把握

新型コロナ対応に係る区の取組

- 30%のプレミアムが付いたデジタル及び紙のプレミアム付商品券を販売し、区内店舗等を幅広く支援。
- 「杉並区立学校感染症予防ガイドライン」を策定し、学校環境における感染症対策等の対応を実施。
- 1人1台専用タブレット端末を配布し、デジタル教材を導入し、学習環境を整備。